
第2章 ごみ処理の現状と課題

1 本市のごみ処理の概要

1) ごみの分別区分

本市では、家庭から排出されたごみ（以下、「家庭系ごみ」という。）を、もえるごみ、もえないごみ、粗大ごみ、乾電池、資源ごみ（古紙・ガラスびん・ペットボトル）、スプレー缶・カセット式ガスボンベに区分し、分別収集しています。これら以外は収集できないものとして分類されますが、そのうち、一時大量ごみ（引越し等で一時的に出る多量のごみ）、直接搬入ごみ、水銀使用製品、埋立ごみは、処理施設への直接搬入を受け入れています。その他のものは、市で適正に処理できないか、もしくは法令等で処理ルートが定められているため、購入店や専門の処理業者等での引取り・処理が原則となっています。

表 2-1 家庭系ごみの分別区分

分別区分		出せる品目
もえるごみ		台所ごみ、貝がら・卵のから、紙くず(古紙以外)、トレイ・ラップ、靴・長靴・皮革製品類、紙おむつ(汚物は除去)、布・衣類、保冷剤・使い捨てカイロ・ビニール袋、発泡スチロール(少量)・カップめん容器、使い捨てライター(ガス抜)、ビデオ・カセットテープ、軟質プラスチック製品(ペットボトルキャップ・おもちゃ等)、剪定枝・木くずなど
もえないごみ		小型家電製品(トースター・ゲーム機等)、台所用品(なべ・包丁・やかん等)、鏡・ガラスコップ、ガラス類(化粧品のびん・耐熱ガラス等)、瀬戸物類(茶碗・皿等)、空き缶、硬質プラスチック製品(バケツ等)、白熱電球(水銀不使用)、CD・レコード・DVD など
粗大ごみ		大型家電製品(掃除機・こたつ等)、家具類(タンス・机・いす・ベッド等)、自転車・三輪車・一輪車(遊具)、スポーツ用品(ゴルフクラブ・健康器具等)、布団・座布団・マットレス・毛布、波板(トタン・エスロン)、物干し竿・よしず・すだれ・ござ、ホース、コンロ・レンジ、ストーブ(電池・灯油は除去)、厚手の衣類・大きい布、カーペット・ポリタンク(石油用等)など
乾電池		乾電池・ボタン電池
資源ごみ	古紙	新聞(広告含む)・雑誌(教科書・辞書・単行本・雑がみ等含む)・ダンボール
	ガラスびん	無色、茶色、その他(飲料・食料用のびんに限る)
	ペットボトル	PET 表示のあるもの(飲料・酒・しょうゆ用に限る)
スプレー缶・カセット式ガスボンベ		スプレー缶(殺虫剤・制汗消臭用・ヘアケア用・防水・撥水用・錆止め用等)、卓上用カセット式ガスボンベ

表 2-2 収集できない家庭系ごみ

区分	品目	処理方法※
一時大量ごみ	引越しや大掃除で一時的に出る多量のごみ	A
直接搬入ごみ	畳・手押し一輪車・草刈機・プラスチックコンテナ・金物等	A
水銀使用製品	体温計・蛍光管	A・B
埋立ごみ	衛生陶器・多量の陶磁器類・火鉢・瓦・植木鉢・レンガ・ブロック・石・土・コンクリートくず等	A
その他	揮発物・危険物(ガスボンベ・消火器等)、パソコン、ビニール・ゴム製品(事業用テント・タイヤ等)、家電リサイクル品(テレビ・エアコン・冷蔵庫・洗濯機・衣類乾燥機)、大きな剪定木、その他(ピアノ・農機具・バッテリー等)	B

※ 処理方法 A：処理施設への直接搬入、B：購入店や家電販売店等に引取りを依頼

2) 収集体制

本市の家庭系ごみは、民間の収集運搬業者（許可業者）に委託して、ステーション収集を行っています。収集頻度は、地区別にごみの種類に応じて月1回から週2回で、収集日の朝8時までに決められた場所にごみを出すルールとなっています。

ごみの出し方は全市共通で、ごみの種類によって異なります。「もえるごみ」及び「もえないごみ」は指定ごみ袋に入れて出し、「粗大ごみ」は処理券を貼って出すこととなっています。

また、指定ごみ袋及び粗大ごみ処理券は、自治会等を通じて各世帯に年間一定の枚数を無料配布しています。

表 2-3 家庭系ごみの収集頻度

ごみの種類		収 集 頻 度			
		西条地区	東予地区	丹原地区	小松地区
もえるごみ		週2回	週2回 (一部、週1回)	週2回 (一部、週1回)	週2回
もえないごみ		週1回 (一部、月2回)	週1回	週1回	週1回
粗大ごみ		月1回	月2回 (一部、月1回)	月1回 (一部、収集なし)	月1回
乾電池		月1回	週1回	月1回 (一部、週1回)	月1回
資源ごみ	古紙	月1回	月1回	月1回 (一部、週1回)	月1回
	ガラスびん	月1回 (一部、随時収集)	月1回	月1回 (一部、週1回)	月1回
	ペットボトル				
スプレー缶・ カセット式ガスボンベ		月1回 (一部、随時収集)	月1回	月1回 (一部、週1回)	月1回

表 2-4 家庭系ごみの出し方

ごみの種類		ごみの出し方
もえるごみ		指定袋に入れて口をしっかりと縛り出す
もえないごみ		指定袋に入れて口をしっかりと縛り出す
粗大ごみ		粗大ごみ処理券を貼り、出す
乾電池		指定袋の外袋に入れて出す
資源ごみ	古紙	種類ごとに分けて、ひもで十文字に縛って出す
	ガラスびん	ごみステーションに備え付けのコンテナ※に入れる
	ペットボトル	ごみステーションに備え付けのネット※に入れる
スプレー缶・ カセット式ガスボンベ		ごみステーションに備え付けのコンテナ※に入れる

※ コンテナ及びネットは、委託収集業者が収集日前日にごみステーションに設置

3) ごみ処理の流れ（中間処理～最終処分）

委託業者により収集され、市の処理施設に搬入されたごみ、あるいは市の処理施設に直接搬入されたごみは、図の流れで処理しています。

「もえるごみ」、「もえないごみ」、「粗大ごみ」については、中間処理施設において焼却または破碎・選別します。その後、発生した残さや資源物は、「乾電池」、「資源ごみ（古紙・ガラスびん・ペットボトル）」、「スプレー缶・カセット式ガスボンベ」とともに、ストックヤードで一時保管し、最終処分もしくは資源化を専門業者に委託します。

一方で、市が収集できないごみのうち、「一時大量ごみ」、「直接搬入ごみ」、「水銀使用製品」は、中間処理施設への直接搬入を受け入れており、破碎・選別処理を経て残さ・資源物に分けられ、収集ごみと同様に処理しています。また、「埋立ごみ」については、そのまま本市の最終処分場で埋立処分します。

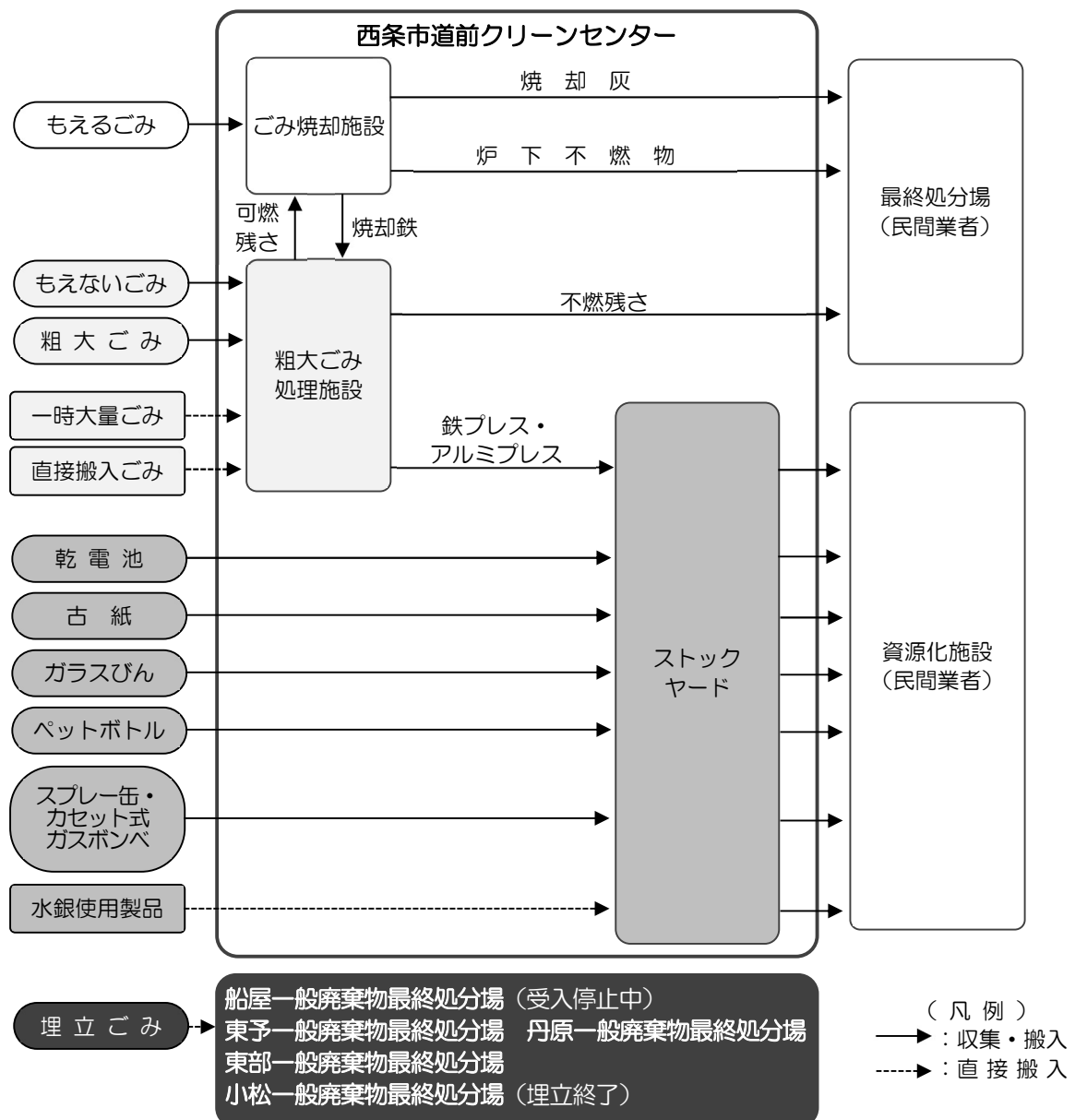


図 2-1 本市のごみ処理の流れ

4) ごみ処理施設

①施設の整備状況

本市が運営するごみ処理施設には、焼却施設、粗大ごみ処理施設、ストックヤードと、5か所の一般廃棄物最終処分場があります。これらのうち、焼却施設、粗大ごみ処理施設、ストックヤードは、道前クリーンセンター内に設置しています。また、小松一般廃棄物最終処分場については、平成24年度をもって埋立を終了し、現在、船屋一般廃棄物最終処分場は、残余容量が少ないため受け入れを停止しています。



図 2-2 ごみ処理施設の整備状況

②各施設の概要

■焼却施設

焼却施設では、「もえるごみ」と粗大ごみ処理施設で発生した可燃残さを焼却し、同時にわずかに紛れ込んだ鉄(焼却鉄)を回収しています。また、温水による熱回収を行い、余熱(ごみ焼却熱)の有効利用に努めています。

表 2-5 焼却施設の諸元

施設名	西条市道前クリーンセンター
所在地	西条市小松町大頭甲 1200 番地
敷地面積	約 19,000 m ² (粗大ごみ処理施設含む)
竣工	平成3年 10 月
処理能力	200 t / 日 (100 t / 日 × 2 炉)
処理方式	流動床式 (全連続運転)
余熱回収	場内で温水利用

■粗大ごみ処理施設

粗大ごみ処理施設では、「もえないごみ」と「粗大ごみ」を受け入れており、それらを破碎した後に、磁選機・アルミ選別機によって資源物となる金属類(鉄・アルミ)を回収し、圧縮処理しています。

表 2-6 粗大ごみ処理施設の諸元

施設名	西条市道前クリーンセンター 粗大ごみ処理施設
所在地	西条市小松町大頭甲 1200 番地
竣工	平成3年 10 月
処理能力	30 t / 5h
主要設備	破碎機 (横型回転式)、磁選機、 アルミ選別機、風力選別機

■ストックヤード

ストックヤードでは、「資源ごみ（古紙・ガラスびん・ペットボトル）」、「乾電池」、搬入された「水銀使用製品」を始めとして、粗大ごみ処理施設からの鉄プレス・アルミプレス・ジャミを受け入れ、一時保管しています。「ペットボトル」については、圧縮梱包処理を行ったうえで保管しています。

表 2-7 スtockヤードの諸元

施設名	西条市道前クリーンセンター ストックヤード
所在地	西条市小松町大頭甲 1200 番地
敷地面積	724 m ²
竣工	平成 6 年 11 月 (増築 平成 23 年 5 月)
ペット ボトル 圧縮 梱包機	処理 能力 約 120kg/h 処理 方式 油圧圧縮式 (10 t)

■一般廃棄物最終処分場

本市には一般廃棄物最終処分場が5か所あり、廃止手続中の小松一般廃棄物最終処分場及び受け入れ停止中の船屋一般廃棄物最終処分場を除く3か所において、直接搬入された「埋立ごみ」を受け入れています。

表 2-8 一般廃棄物最終処分場の諸元

施設名	船屋一般廃棄物最終処分場	東予一般廃棄物最終処分場	丹原一般廃棄物最終処分場
所在地	西条市船屋乙 16 番地	西条市河之内甲 32 番地 1	西条市丹原町鞍瀬辛 566 番地 2
埋立開始年	昭和 47 年	平成 6 年	平成 12 年
形式・構造	安定型(嫌気性埋立構造)	管理型(準好気性埋立構造)	管理型(準好気性埋立構造)
埋立地面積	5,600 m ²	13,600 m ²	4,600 m ²
全体容積	20,545m ³	70,000m ³	16,000m ³
残余容量※	40m ³ (受入停止中)	5,705m ³	11,191m ³
浸出水処理	—	凝集沈殿、生物処理(脱窒なし)、砂ろ過、消毒	凝集沈殿、砂ろ過、消毒
施設名	小松一般廃棄物最終処分場	東部一般廃棄物最終処分場	
所在地	西条市小松町新屋敷乙 26 番地	西条市船屋甲 1 番地 1	
埋立開始年	昭和 58 年	平成 24 年	
形式・構造	安定型(嫌気性埋立構造)	管理型(準好気性埋立構造)	
埋立地面積	7,421 m ²	4,255 m ²	
全体容積	22,731m ³	58,700m ³	
残余容量※	廃止手続中	55,307m ³	
浸出水処理	—	凝集沈殿、膜処理	

※ 令和2年3月31日における残余容量（令和3年度西条市一般廃棄物処理実施計画による）

5) ごみ処理手数料

本市では、収集ごみのうち、「もえるごみ」及び「もえないごみ」については指定袋を、「粗大ごみ」については処理券を、各世帯に無料で年間一定数配布していますが、それを上回って使用する場合には、不足分の購入代金としてごみ処理手数料を徴収しています。なお、1回当たりの平均排出量が10kg以下で、家庭系ごみの収集運搬に支障のない事業者は、事業所から出るごみ（以下、「事業系ごみ」という。）について、指定袋を使ってごみステーションに排出することが許可されていますが、指定袋の無料配布はありません。

また、収集できないごみで、本市のごみ処理施設（道前クリーンセンター及び一般廃棄物最終処分場）に搬入されたものに関しては、ごみ処理手数料を搬入代金として徴収しています。

①指定袋・「粗大ごみ」処理券

それぞれの無料配布枚数、購入代金は下表のとおりです。

表 2-9 指定袋・「粗大ごみ」処理券の無料配布枚数及び購入代金

区 分	「もえるごみ」指定袋	「もえないごみ」指定袋	「粗大ごみ」処理券
配布時期	毎年3月		
配布対象	市内全世帯		
配布枚数※	110 枚／年	20 枚／年	10 枚／年
購入代金	100 円／枚 (43L)	100 円／枚 (45L)	100 円／枚

※ 年度途中で転入した世帯には、転入した月に応じて配布枚数が異なります。

②ごみ処理施設への搬入

道前クリーンセンター及び一般廃棄物最終処分場に、「埋立ごみ」等を直接搬入した場合の代金は下表のとおりです。

表 2-10 道前クリーンセンターへのごみ搬入代金

区 分	10kgにつき
家庭系ごみ	100 円
事業系ごみ	100 円
産業廃棄物	170 円

表 2-11 一般廃棄物最終処分場への「埋立ごみ」搬入代金

区 分	0.5 t 以下	0.5 t を超えるもの
船屋一般廃棄物最終処分場	100 円	10 kg毎に 100 円
東予一般廃棄物最終処分場 丹原一般廃棄物最終処分場 東部一般廃棄物最終処分場	200 円	10 kg毎に 100 円

2 ごみ処理の現状

1) ごみ収集（排出状況）

①総排出量

令和元年度における本市のごみの総排出量は 42,293 トンであり、平成 23 年度をピークとして、人口減少に伴い、減少傾向が見られます。

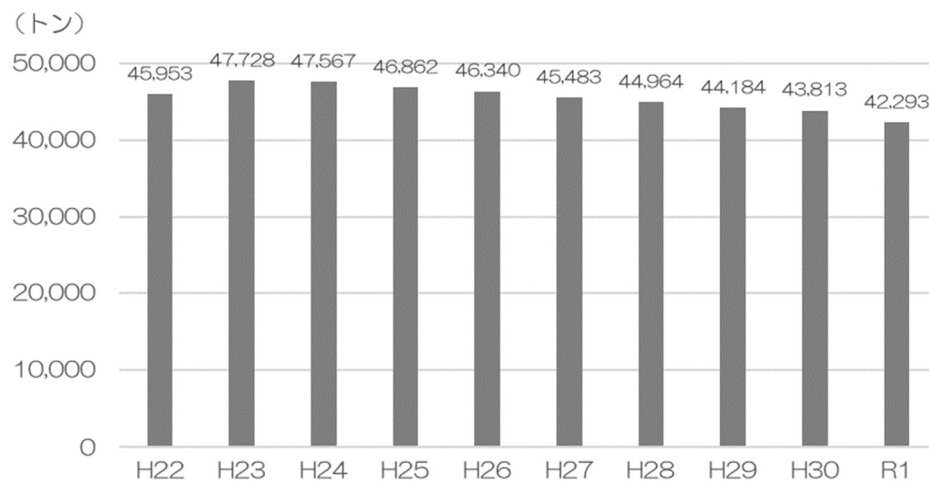


図 2-3 ごみ総排出量の推移

（資料：各年一般廃棄物処理実態調査【環境省】）

②排出原単位の推移

1人1日当たりのごみ排出量は、近年概ね横ばいで推移していますが、令和元年度は 1,059 g/人・日となっており、わずかに減少がみられます。過年度の傾向として、全国及び愛媛県全体の平均を上回っています。

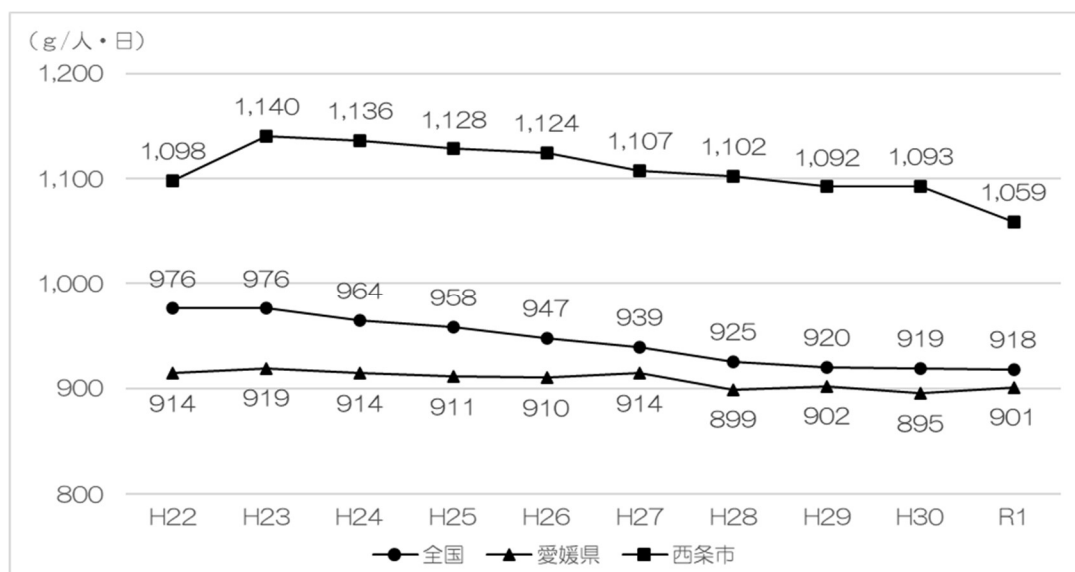


図 2-4 1人1日当たりのごみ排出量の推移

（資料：各年一般廃棄物処理実態調査【環境省】）

③主体別の排出状況

本市のごみ処理施設で受け入れているごみには、家庭系ごみと事業系ごみがあります。このうち、家庭系ごみが占める割合は、令和元年度において71.0%でした。

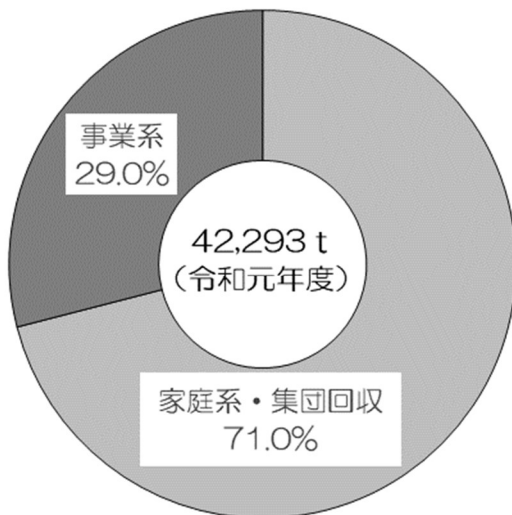


図 2-5 ごみ排出量の主体（家庭・事業）別内訳

（資料：令和元年度一般廃棄物処理実態調査【環境省】）

④種類別の排出状況

種類別のごみ排出量割合を見ると、令和元年度においては「もえるごみ」が全体の71.5%を占めました。その他では、「もえないごみ」が11.7%、「埋立ごみ」が6.9%、「粗大ごみ」が4.3%、「資源ごみ」が5.5%となっています。また、「資源ごみ」では、8割方を「古紙」が占めています。

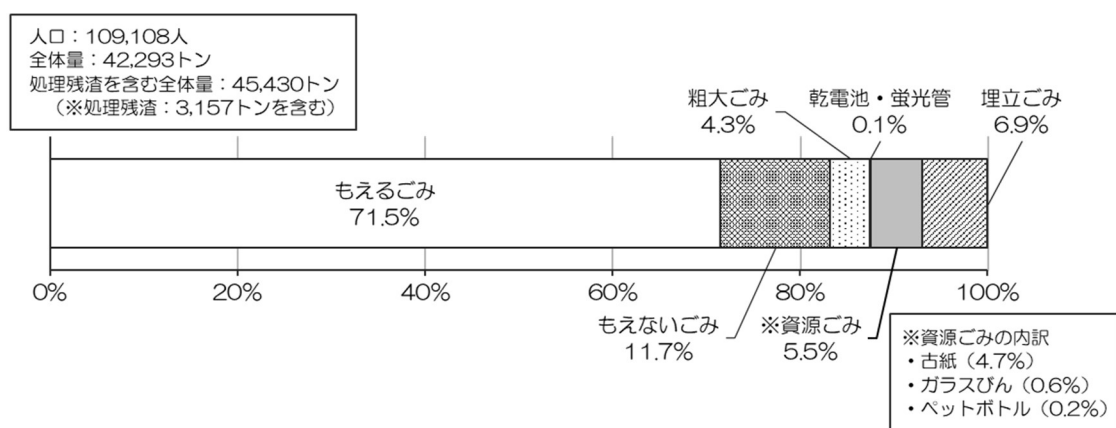


図 2-6 ごみ排出量の種類別内訳

（資料：令和元年度一般廃棄物処理実態調査【環境省】衛生課）

家庭系ごみでは、「もえるごみ」、「もえないごみ」で近年やや減少傾向が見られる一方で、「粗大ごみ」で微増傾向が見られます。直近5年間の「資源ごみ」の割合は、5～7%の間で推移しています。

事業系ごみでは、「もえるごみ」が全体の90%以上を占め、近年その割合は高くなる傾向が見られます。

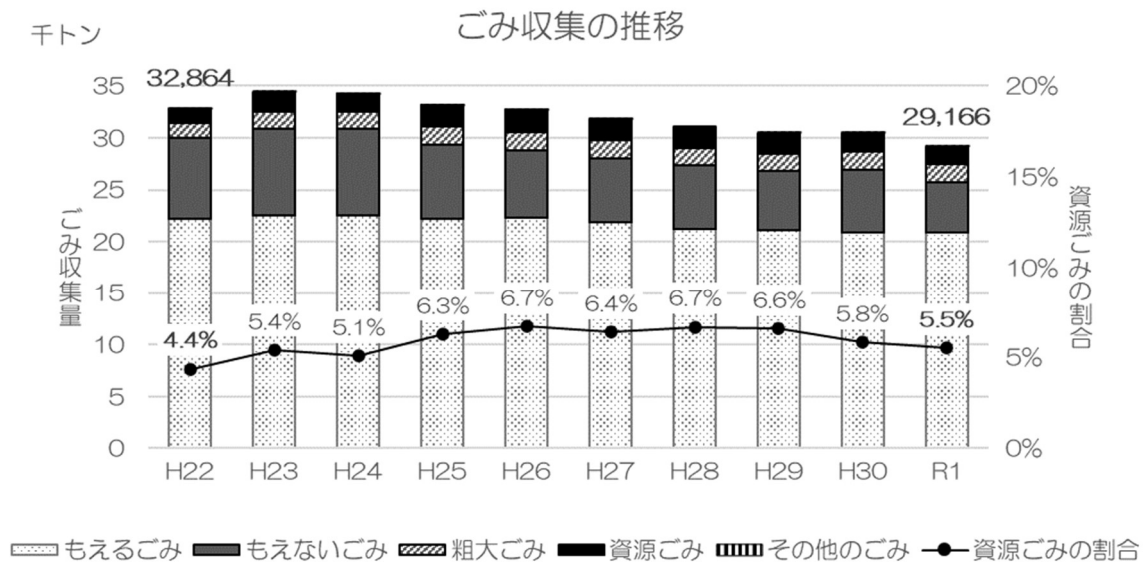


図 2-7 家庭系ごみの種類別排出量の推移

(資料：各年一般廃棄物処理実態調査【環境省】)

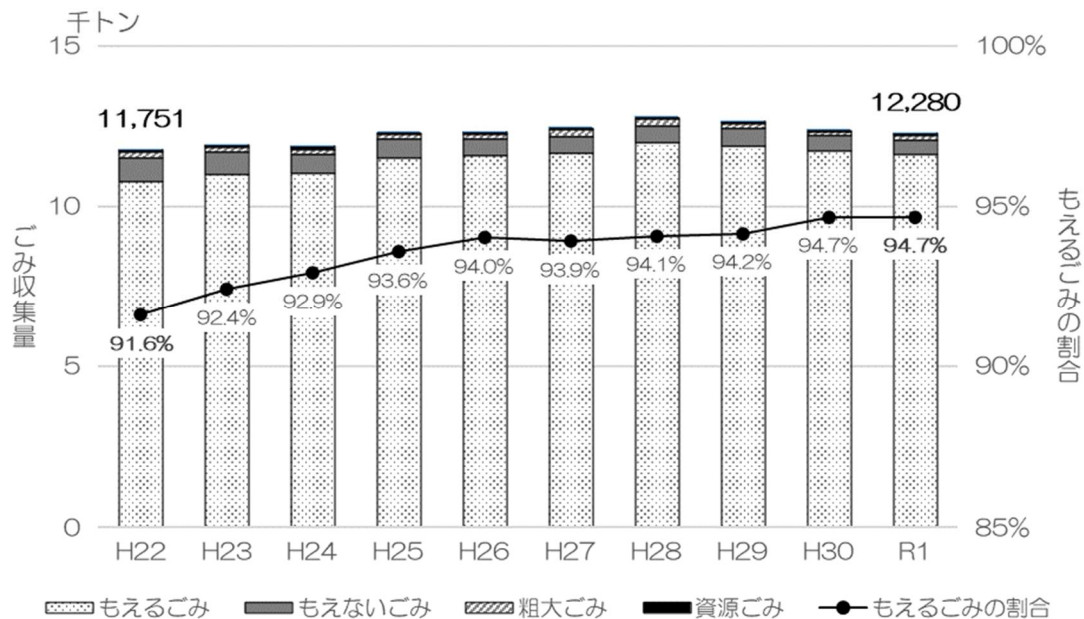


図 2-8 事業系ごみの種類別排出量の推移

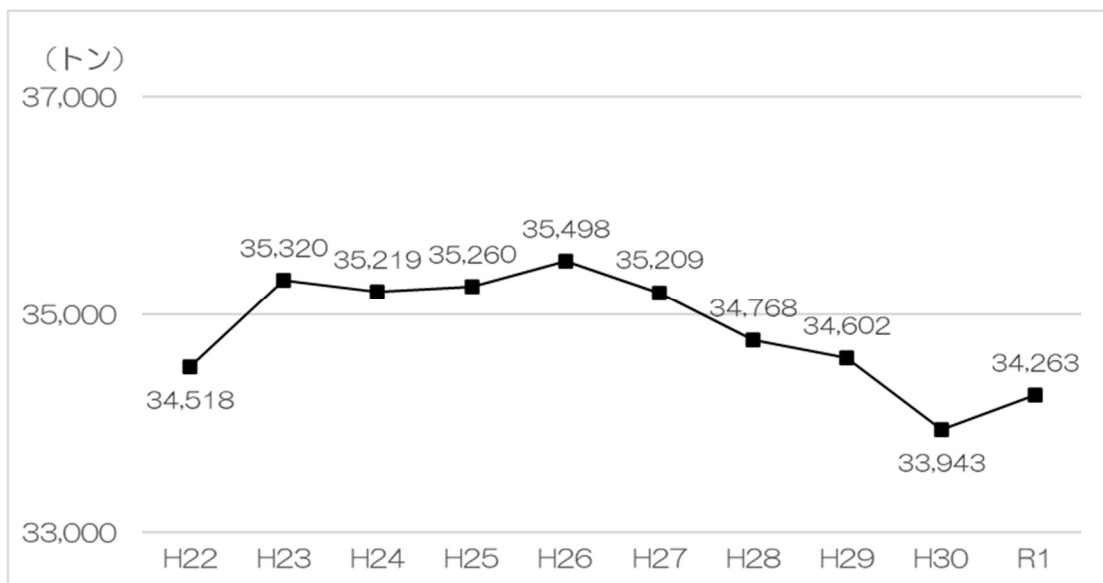
(資料：各年一般廃棄物処理実態調査【環境省】)

2) 中間処理

①焼却処理の状況

本市では、分別収集した「もえるごみ」を直接焼却するとともに、粗大ごみ処理施設やペットボトル資源化施設における中間処理後の可燃残さを焼却処理しています。

近年の焼却処理量は、平成 27 年度までは 35,000 トン程度で横ばいに推移し、平成 26 年度をピークに平成 30 年度までは前年度より減少していました。令和元年度は平成 22 年度とほぼ変化のない状況に増加しています。「もえるごみ」のごみ質は、紙類、厨芥類、プラスチック類が大半を占めています。



(資料：各年一般廃棄物処理実態調査結果【環境省】)

図 2-9 ごみの焼却処理量の推移

■「もえるごみ」の組成 (資料：ごみ質調査結果報告書(令和3年9月))

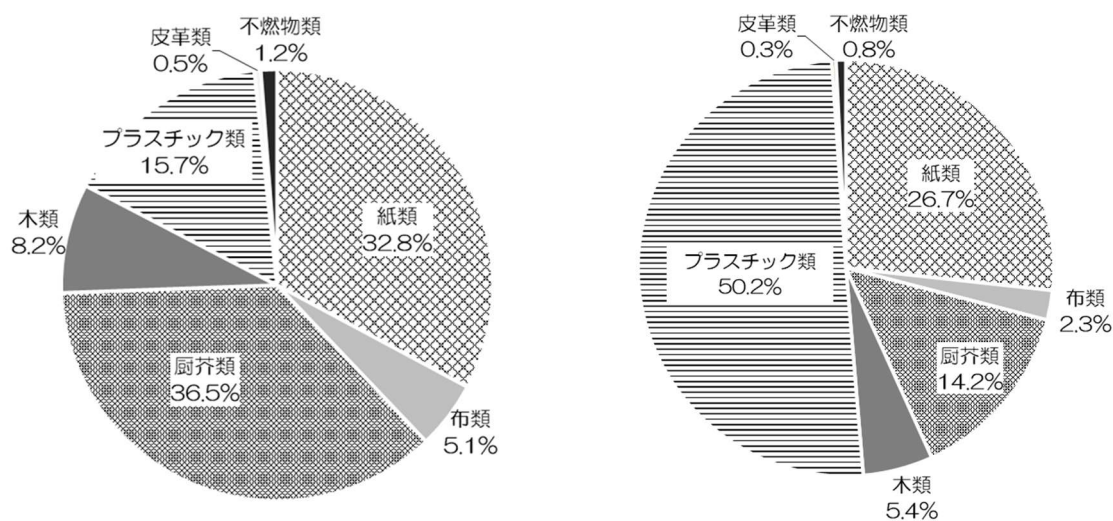


図 2-10 「もえるごみ」の重量比(左)と容積比(右)

【※第1回目調査(7月12日～13日)・第2回目調査(8月30日～31日)の平均値】

②資源化の状況

本市では、下記の3通りの方法でごみの再資源化に取り組んでいます。近年の資源化量は4,000～5,000トン程度でしたが、平成25年度をピークに減少しています。令和元年度では、資源化量が4,000トンを下回っている状況です。また、リサイクル率は、愛媛県や全国の実績値を大きく下回っています。

■分別収集

資源ごみ（古紙・ガラスびん・ペットボトル）及び乾電池を他のごみと分別収集しており、専門処理業者に引き渡して資源化しています。

■ごみ処理施設での中間処理

焼却施設及び粗大ごみ処理施設において、中間処理の工程で金属類を回収し、それらを資源化しています。

■市民等の自主的な集団回収

市民の自主的な活動として、学校（PTA）などを通じた資源ごみ（新聞・雑誌、ダンボール等の紙類と金属類（アルミ缶））の集団回収が行われており、市はこれを支援しています。

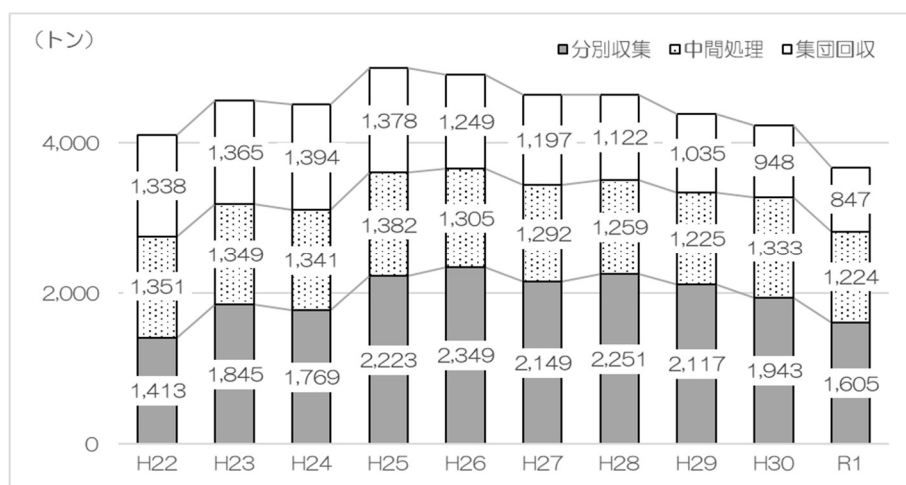


図 2-11 資源化量の推移

（資料：各年一般廃棄物処理実態調査結果【環境省】）

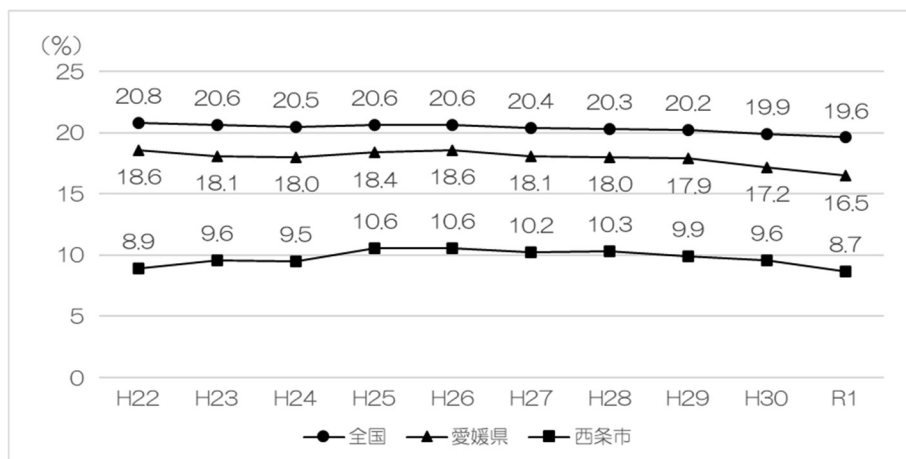


図 2-12 リサイクル率の推移

（資料：各年一般廃棄物処理実態調査結果【環境省】）

3) 最終処分

本市では、一般廃棄物最終処分場に直接搬入される瓦やがれきなどの「埋立ごみ」のほか、ごみ焼却施設で発生する焼却残さ（固化飛灰・炉下不燃物）、粗大ごみ処理施設で発生する不燃残さを埋立処分しています。

平成 27 年度以降は、埋立ごみ量が約 4,300 トン前後で推移していましたが、令和元年度は 3,157 トンになり、平成 22 年度の約 53.4%に減少しています。これに対して、処理残さの処分量は年間 5,000 トン前後でほぼ横ばいに推移しています。

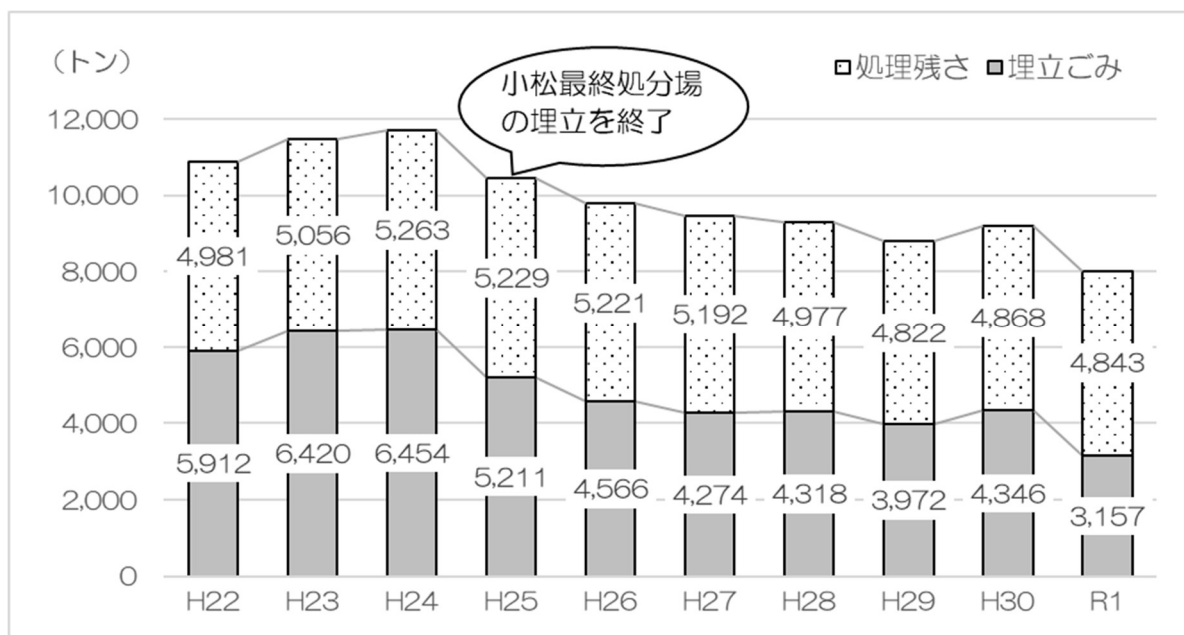


図 2-13 最終処分量の推移

(資料：各年一般廃棄物処理実態調査結果【環境省】)

4) 温室効果ガスの排出状況

ごみの収集・運搬・焼却処理・埋立処分に伴って、下表に示す温室効果ガスが発生しますが、本市ではごみの収集・運搬を業者委託していること、「埋立ごみ」には温室効果ガス発生に寄与する生ごみ等が含まれないことなどから、ごみ収集・運搬車輛の走行、ごみの埋立は除外して温室効果ガス排出量を算定しました。

ごみ処理に伴う温室効果ガス排出量は、令和元年度の「ごみ処理」に関する温室効果ガス排出量は、16,490 t-CO₂で基準排出量（平成27年度排出量）の9,366 t-CO₂に対して7,124トン（76.1%）増加しています。温室効果ガス排出量は、「もえるごみ」の中のプラスチック類の割合に大きく依存します。

表 2-12 ごみ処理に伴って発生する温室効果ガス

ごみ処理の種別	二酸化炭素 (CO ₂)	メタン (CH ₄)	一酸化二窒素 (N ₂ O)	フロン類
ごみ収集・運搬車輛の走行	○	○	○	
ごみ焼却		●	●	
廃プラスチック焼却	●			
ごみの埋立		○		

●：発生（算定対象）、○：発生（算定除外）、無印：発生しない

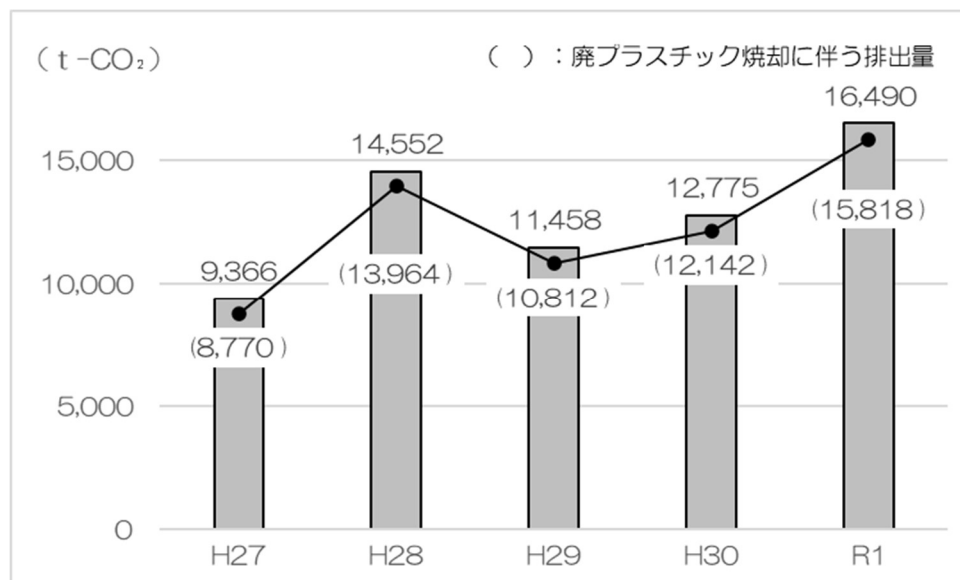


図 2-14 温室効果ガス排出量の推移

（資料：CO₂ ダイエット 5 年計画（第 3 期）【西条市】）

5) ごみ処理のまとめ

令和元年度における本市のごみ処理量は、下図のとおりです。

ごみ排出量は、家庭系と事業系を合わせて 41,446 トンでした。このうち、分別収集及び集団回収で 2,530 トンを資源化しました。また、中間処理によって 30,602 トンを減量（焼却）し、1,144 トンを資源化しました。その結果、埋立ごみや処理残さとして 8,000 トンを最終処分しました。

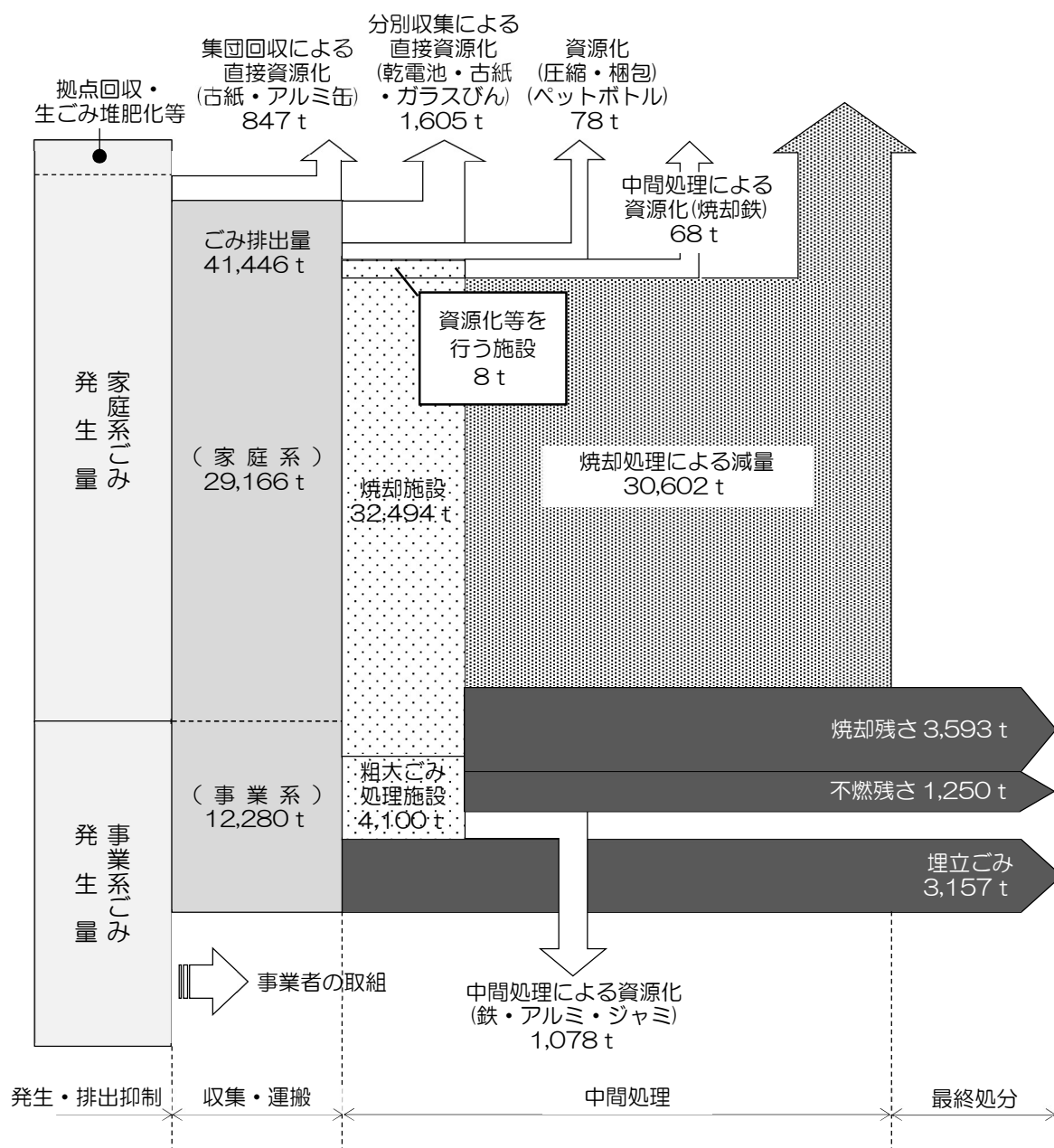


図 2-15 ごみ処理量のまとめ

(資料：令和元年度 一般廃棄物処理実態調査結果【環境省】)

3 ごみ処理の評価と課題

1) 各種指標による評価のまとめ

循環型社会形成に関する3つの視点（廃棄物の発生、廃棄物の再生利用、最終処分）及び経済性に関する視点（費用対効果）から、5つの指標を用いて本市のごみ処理を評価した結果を下表にまとめます。

この結果によると、循環型社会形成に関しては、いずれの視点においても全国類似都市及び県内 20 市町よりも劣っています。その半面、経済性に関しては、全国類似都市及び県内 20 市町と比較して良好であり、循環型社会形成に係る指標の向上を図る余地は十分あるといえます。

表 2-13 本市のごみ処理の評価

視 点		指 標	評 価 の ま と め
循環型社会形成	廃棄物の発生	人口1人1日当たりのごみ総排出量	1.059g/人・日 ^{※1} で、全国の類似都市 ^{※2} の平均値よりも多く、県内 20 市町との比較では 4 番目に多い状況で、平均よりも劣っています。
	廃棄物の再生利用	廃棄物からの資源回収率 (資源化量/総排出量)	0.087 t / t ^{※1} で、全国の類似都市 ^{※2} との比較、県内 20 市町との比較において、共に平均値よりも低く、劣っています。
	最終処分	廃棄物のうち最終処分される割合 (最終処分量/総排出量)	0.189 t / t ^{※1} で、全国の類似都市 ^{※2} との比較、県内 20 市町との比較でも、最大値で劣っています。
経済性	費用対効果	人口1人当たりの年間処理経費	10,501 円/人・年 ^{※1} で、全国の類似都市 ^{※2} の比較、県内 20 市町との比較において、共に平均値を下回り、良好な状態です。
		最終処分減量に要する費用	29,363 円/ t ^{※1} で、全国の類似都市 ^{※2} の平均値を下回っているとともに、県内 20 市町との比較では 3 番目に少なく良好な状態です。

※1 「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」（令和元年度実績版、環境省）による。

※2 人口規模 10 万人以上～15 万人未満、二次・三次産業人口比 95%未満、三次産業人口比 55%以上の都市で、西条市を含む 22 都市を対象とする。

2) 具体的施策取組状況における評価のまとめ

本計画では、目標達成のために、3つの基本方針と 13 の基本施策の下で具体的な取組を展開していますが、平成 29 年度から 5 年の間、以下の 4 つの取組については進捗が思わしくない状況です。

- 家庭系ごみの有料化の検討
- リユース・リペアの促進
- プラスチック製品の再資源化推進
- 資源ごみの分別収集体制の強化

3) ごみ処理の課題

①ごみ減量に向けた発生・排出抑制の取組の推進

近年、本市のごみ排出量は人口減少にともない減少傾向にありますが、1人1日当たりの排出量は、全国や県内他自治体の平均を大きく上回る状況で推移しています。今後は、家庭系ごみの発生・排出を抑制するために、市指定ごみ袋の無料配布の廃止や有料化等の実現が不可欠となります。また、アンケート結果により、事業系ごみについては、紙類や紙製包装類の減量・資源化が可能と考えている事業者が多いことを踏まえ、本市全体で実施可能な取組を展開していくことが重要です。

市民アンケート結果によると、「本市のごみの状況や問題点が伝わってこない」、「ごみを減らすことは大切なことだと思うが、実践できていない」、「ごみを減らしても、効果を実感できない」という意見が多く、市民に対する分かり易い情報提供や啓発活動が引き続き必要な状況にあるといえます。そして、「資源ごみを出そうにも近くに捨てる場所がない」という意見も多くあることから、ごみ収集実施体制の早急な整備を検討することが重要です。

また、市指定ごみ袋の有料化導入に対して概ね肯定的な意見が増加しており、制度の導入に向けさらなる市民の合意を形成していくことが重要です。

②食品ロスの課題

本市のごみ質組成調査の結果より排出されたごみの中身には、食べられるのに捨てられたもの、未利用食品、食べ残し、過剰除去（調理くずを含む）と思われるものが全体の重量比のうち36.5%と多く存在しました。令和元年度における日本の食品ロスは、年間約570万トン、国民1人当たり1日約124gと言われており、食品ロスは地球規模で大きな環境問題となっています。

今後、食品ロスを削減することが、ごみ減量に大きく寄与することから、食品ロス削減に向け食品ロスの発生要因を追求し、事業者、市民が一体となって対策を検討する必要があります。

③中間処理施設の延命化とリサイクルの推進

本市の中間処理施設である道前クリーンセンターは、基幹的設備改良工事を令和6年度まで実施しています。これに伴い、令和16年度までは、同センター内でのごみ処理が可能となる予定です。

今後は、さらなるリサイクルの推進を図り、中間処分量を削減し、道前クリーンセンターの負荷を下げていく必要があります。そのために、ごみ分別の徹底を強化するとともに、市民の皆さまにもご協力いただき、プラスチック製品等の拠点回収の実施や新たな品目の資源化を進めていくことが重要です。また、事業系ごみについては、現在の抑制施策の継続に加えて、事業所内でのリサイクル推進に向けた取組を啓発していくことが課題です。

④超高齢社会の到来や生活様式の多様化を見据えたごみ処理体制・サービスの提供

本市でも少子高齢化が進んでいることを踏まえ、近い将来の超高齢社会に向けた対応として、ごみ出し困難者に対する戸別回収実施等の検討、ごみ出しルールのわかりやすい説明や指導、情報提供など、時代に即した多様な生活様式等に対するサービスの充実を図る

必要があります。

また、高齢者の体力的な負担軽減や、多様化する生活様式に配慮して、現行のごみステーションの見直し（増設や再配置）のほか、ごみ処理体制の最適化について検討していくことが重要です。

⑤ごみ処理に対する市民意識の高揚

ごみの排出責任を明確化し、不法投棄を防止するとともに、まちの美化推進を図るため、市がこれまで取り組んできた広報等による普及・啓発活動を引き続き推進し、市民意識の高揚に今後も努める必要があります。また、ごみ処理に対するマナー向上を始めとして、環境問題全般に関する市民の理解を深めるため、子どもから大人まで対象を拡大し、環境教育をより一層推進していく必要があります。

ごみ減量に向けてハード整備だけではなく、市民の意識を改革するソフト施策をより一層展開することが重要です。

⑥地球環境の保全に向けた取組の推進

国連気候変動枠組条約締約国会議（COP21）において、今後の地球温暖化対策の新たな枠組みとなる「パリ協定」が採択され、平成28年11月に発効し、我が国もこれを批准しました。また、我が国は、令和3年4月に、2030（令和12）年度において、温室効果ガス46%削減（2013（平成25）年度比）を目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明し、同年10月に地球温暖化対策計画が閣議決定されました。閣議決定された地球温暖化対策計画は、二酸化炭素以外も含む温室効果ガスの全てを網羅し、新たな2030年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載して新目標実現への道筋を描いています。

新目標実現に向け、ごみ処理が温室効果ガスの発生に大きく寄与していることを踏まえ、ごみの発生・排出抑制とともに、ごみ処理施設における省エネルギーの推進、ごみ焼却排熱等の未利用エネルギーの有効活用などの環境負荷低減に向けた方策を検討し、地球環境保全に貢献していく必要があります。

⑦持続可能な開発目標（SDGs）に関する取組

平成27年9月に、国連の「持続可能な開発サミット」で2030年を目標年に、貧困や飢餓、気候変動への対応やあらゆる格差をなくすなど、発展途上国だけでなく、先進国も一丸となって取り組むべき17のゴールと169のターゲットが設定されました。

こうした社会情勢の中、本市は、令和3年5月に、西条市が国際連合の提唱するSDGs（持続可能な開発目標）達成のため積極的に取り組む都市として「SDGs 未来都市」とともに、先導的な事業提案として「自治体 SDGs モデル事業」に選定されました。「西条市 SDGs 未来都市計画」との整合を図るためにも、ごみ処理問題は、優先的に取り組む必要があり重要視されています。



